

省エネ・非化石転換の政策動向について

2026年2月26日

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課

- 1. 令和7年度補正予算における支援パッケージ**
- 2. 省エネ・地域パートナーシップの継続と強化**
- 3. 制度改正に向けた状況**
 - ① データセンターの効率化に向けた取組**
 - ② 屋根設置太陽光発電の導入促進**

- 1. 令和7年度補正予算における支援パッケージ**
2. 省エネ・地域パートナーシップの継続と強化
3. 制度改正に向けた状況
 - ① データセンターの効率化に向けた取組
 - ② 屋根設置太陽光発電の導入促進

令和7年度補正予算における省エネ支援パッケージ

1. 省エネ・非化石転換設備の導入支援

- 令和5年度補正予算から、省エネ・非化石転換設備更新に対して**3年間で7,000億円規模の予算**により、**複数年の投資計画に切れ目なく支援**することとしており、その**最終年度として、以下取組みを強化して継続**【675億円】（国庫債務負担行為含め総額2,450億円）
 - 設備単位型の強化（GXⅢ類型の創設：メーカー強化枠とトップ性能枠）**
 - 省エネ効果の高い機器の更なる普及拡大に向けて、**新たな類型（GXⅢ類型）を創設し、従来の支援水準を大きく上回る省エネ設備（トップ性能枠）等への支援を強化（補助率増加や新設への支援対象拡大等を措置）**。
 - サプライチェーンでの連携強化**
 - サプライチェーンの上流から下流の複数企業が協力して、それぞれの省エネ計画を作成し、一定の水準に達した場合に、当該計画に基づく設備更新を支援**するなど、サプライチェーンでの取組みへの支援を強化。
 - 水素対応設備の導入促進**
 - 水素対応設備**については、新設や改造も補助対象として加えるとともに、更新については更新前設備との併用を認める。

2. 省エネ診断

- 工場・事業場のエネルギー消費量等の見える化等を行い、改善提案を行う**省エネ診断**により、**省エネの取組みを行う中小企業の裾野を広げる**。引き続き、**省エネ・地域パートナーシップ**により**地域の金融機関・省エネ支援機関と連携し、中小企業の省エネ診断の活用を促進**するとともに、以下の取組みにより強化【33億円】
 - 改善提案の実現にむけて、**ソリューションを提案できる企業とのマッチングプラットフォームを創設**。

3. 省エネ住宅支援

- 住宅のヒートポンプ給湯機や家庭用燃料電池等の高効率給湯器の導入において、**高性能な給湯器（昼間の余剰再生エネ電気を活用できる機種やより性能の高い機種等）に対して集中的に支援**【570億円】。
- また、設置スペース等の都合からヒートポンプ給湯機等の導入が難しい**既存賃貸集合住宅向けに、小型の省エネ型給湯器（エコジョーズ等）導入の支援**を実施【35億円】。
- これらの措置を、住宅の**省エネ効果の高い断熱窓への改修支援**【1,125億円、環境省】、**長期優良住宅・ZEH水準住宅の新築・住宅の省エネリフォーム等への支援**【1,300億円、国交省】、**ZEH水準を大きく上回る省エネ性能を有する住宅支援**【750億円、環境省】と合わせて、3省連携でワンストップ対応で実施予定。

- エネルギーコスト高対応と、カーボンニュートラルに向けた対応を同時に進めていくため、**工場全体の省エネ（Ⅰ）、製造プロセスの電化・燃料転換（Ⅱ）、リストから選択する機器への更新（Ⅲ）、エネルギーマネジメントシステムの導入（Ⅳ）**の4つの類型で、企業の投資を後押し。
- **令和7年度補正より、GXⅢ類型を創設するとともに、サプライチェーンで連携した取組等への支援を強化する。**

（Ⅰ） 工場・ 事業場型

- **工場・事業場全体で大幅な省エネを図る取組み**に対して補助
 - 補助率：1/2（中小）1/3（大）等
 - 補助上限額：15億円 等
- ※**サプライチェーン連携枠を創設**

【平釜】



【立釜】※複数の釜を連結して排熱再利用



- 従来、平釜を個別に熱して塩を製造していたところ、連結型の立釜に更新。
- 釜の排熱を、他の釜の熱源に再利用できるよう、**事業場全体の設備・設計を見直し**。
3年で37.1%の省エネを実現予定。

（Ⅱ） 電化・ 脱炭素 燃転型

- **電化や、より低炭素な燃料への転換を伴う機器**への更新を補助
 - 補助率：1/2 等
 - 補助上限額：3億円 等
- ※**水素対応設備への改造等を補助対象に追加**

【キューボラ式】※コークスを使用



【誘導加熱式】※電気を使用



（Ⅲ） 設備 単体型

- **リストから選択する機器**への更新を補助
 - 補助率：1/3 等
 - 補助上限額：1億円 等
- ※**トップ性能枠では、新設も対象に追加（GXⅢ類型創設）**

【業務用給湯器】



【高効率空調】



【産業用モータ】



（Ⅳ） EMS型

- **EMS（エネルギーマネジメントシステム）**の導入を補助
- 補助率：1/2（中小）1/3（大）
- 補助上限額：1億円

【見える化システムによるロス検出】



【AIによる省エネ最適運転】



令和7年度補正の強化① GXⅢ類型の創設

- 光熱費等の高騰が進む中で、更なる省エネ対策を進めるためには、これまでの支援策に加えて、
①メーカーに対して、省エネ設備の普及拡大に向けた企業の成長へのコミットを促すとともに
②既存の省エネ水準を大きく超える設備の導入促進が重要であり、
GXⅢ類型を創設し、これらに取り組む企業への支援を強化する。

(GXⅢ類型：メーカー強化枠)

- 現行Ⅲ類型補助対象設備のうち、**GX要件（次期GXリーグへの参加、企業の成長（例：コスト競争力の向上、海外市場の獲得）に対する今後の方針を定める等、詳細は今後発表）にコミットするメーカーが製造する設備**については、**これまでの予算枠（エネ特予算）とは別枠（GX予算）にて、上限額等を増額した上で、支援を行うこととする。**

※従来のⅢ類型に登録された設備は令和7年度補正予算額（エネ特）100億円を活用して公募・採択を実施。GXⅢ類型（メーカー強化枠）に登録された設備については、令和7年度補正予算額（GX予算）550億円の一部（250億円程度を想定）を活用して、公募・採択を実施。

(GXⅢ類型：トップ性能枠)

- 従来支援対象としてきた省エネ水準を大きく超える省エネ性能を有する設備については、**①設備更新における補助率を強化するとともに、②これまで支援対象ではなかった新設についても補助対象とする。**
- なお、GXⅢ類型（トップ性能枠）の対象は、**第三者委員会（執行団体が設置）の意見も確認の上で対象設備を決めることとし、例えば、「高い省エネ性能及び波及効果（省エネ導入ポテンシャル）が期待され」、かつ、「普及が初期の段階（普及率が低い）」であり、今後導入を加速すべき設備であることといった視点で選定する。**なお、普及率に係る情報を入手するため、Ⅲ類型の指定設備の登録時に**メーカーは販売情報を提出**することとする。

(参考) GXⅢ類型(メーカー強化枠)の対象設備となるための登録を行うメーカーの要件

- ・現在、経済産業省において、GXリーグにおけるサプライチェーンでの取組のあり方に関する研究会において、GXリーグの見直し(次期GXリーグ)の検討が行われており、参画企業に求めるコミットメントの内容について検討が進んでいるところ。(令和7年度内とりまとめ予定)
- ・GXⅢ類型(メーカー強化枠)の対象設備となるための登録を行うメーカーの要件については、当該コミットをベースとしつつ、次期GXリーグに不参加の企業については、相当の取組みを求めること、といった内容を求める予定。
- ・また、次期GXリーグへの参加等に加えて、企業の成長に係る今後の方針(例:コスト競争力の向上、海外市場の獲得)の策定及び取組み状況に係る報告(販売数・売上高、対象設備の価格、市場占有率、関連投資額、海外展開状況等)について求めることを想定。

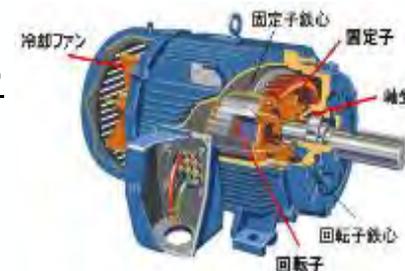
※報告については、年度末に1回、3年間程度求めることを想定。

※要件の詳細については、今後変更の可能性があり、公募時に詳細は公表する。

GXⅢ類型（トップ性能枠）の事例想定

事例① 産業用モーター

- 現在、産業用モーターのトップランナー水準はIE3以上であるが、**IE4やIE5のモーターも商品化されており、今後普及の加速を図る必要**。現在、IE4とIE5の普及は限定的であり、GXⅢ類型でイニシャルコスト低減による国内市場の拡大を促進し、メーカーの設備投資を促すことで海外市場への拡大も視野に入れた産業競争力の強化を検討。



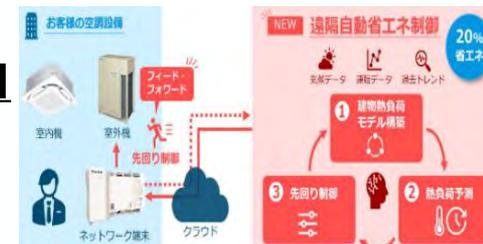
事例② 産業用ヒートポンプ

- 現在、産業用ヒートポンプは、**設置スペース・稼働方法などの課題**や、特に**中・高温帯についてはコスト等の観点**から、普及率は低調となっている状況。設置スペース等の課題は、新設や増設時にクリアしやすい点も考慮し、**中・高温帯の産業用ヒートポンプについてGXⅢ類型に指定する予定**。新設も補助対象として、**普及拡大を検討**。



事例③ 産業用空調

- 産業用空調の更なる効率化に向けて、例えば、**デジタル・AI技術を活用し、日中の熱負荷を予想しながら、需要最適な運転をする機能の具備**等が進みつつあり、高効率化に加えて、こうした新たな技術の観点も踏まえ、GXⅢ類型への指定を検討。



(参考) GXⅢ類型の創設について

事業区分		GX予算		工ネ特	
		GXⅢ類型 (GX設備単位型)		現行Ⅲ型	
		トップ性能枠	メーカー強化枠	(設備単位型)	
補助対象設備		以下の要件(案)を全て満たす設備。 ①「 <u>大きな省エネ性能及び波及効果(省エネ導入ポテンシャル)が期待され</u> 」、かつ、「 <u>普及が初期の段階(普及率が低い)</u> 」であると第三者委員会が認めた設備 ②GX要件(※1)を満たしたメーカーが製造する設備。 (※3)		現行Ⅲ型補助対象設備のうちGX要件(※1)を満たしたメーカーが製造する設備 (※3)	省エネ効果の高い特定の設備
新設/更新		新設・更新		更新	更新
補助率	中小企業	新設 1/5	更新 1/2	1/3	1/3
	大企業				
補助金限度額		3億円		3億円	1億円
補助対象経費	中小企業	設備費			設備費(※2)
	大企業				

※1：メーカーに対するGX要件は①次期GXリーグへの参加、②企業の成長(例：コスト競争力の向上、海外市場の獲得)につながる今後の方針の策定等、③必要な人材の確保に向けた取組(例：継続的な賃上げ)を進めること、を課すことを想定。

※2：Ⅲ類型にインバーターの具備も補助対象にする。

※3：設備更新を行うユーザー側にはGX要件へのコミットは求めない。

※詳細については、今後変更の可能性があり、公募時に詳細は公表する。

令和7年度補正の強化② サプライチェーン連携による省エネ

- 欧州を中心としたサプライチェーン上の脱炭素要請や、金融市場からのScope 3も含めた企業のサステナビリティ情報の開示要請を背景に、サプライヤーとの脱炭素に向けた連携強化に向けた動きが加速しつつある。
- 中小企業が行える脱炭素の取組は、①太陽光発電の導入か、②省エネが中心であり、今後、例えば、下流の大企業が上流の中小企業に知見等を共有するなど、サプライチェーン連携による具体的な省エネ対策の実施が期待される。

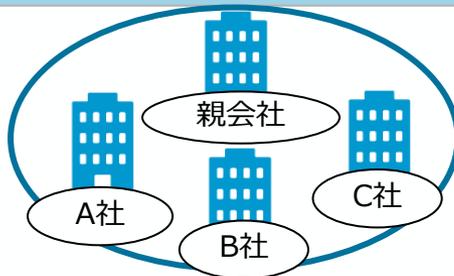
<サプライチェーンにおける省エネ連携イメージ>

フェーズ1：意識醸成
(サミットの開催等)



省エネ・脱炭素の重要性を、サプライヤー全体で認識共有。脱炭素に向けた意識を醸成。

フェーズ2：チームアップ
(取組計画の作成等)



少数グループによる勉強会等を開催し、それぞれの取組計画を作成するなど、具体的なアクションに向けて準備

フェーズ3：改善の実行
(省エネ・非化石転換設備更新・運用改善等)



計画等に従って、設備更新・運用改善を実現

<国の支援① (検討中)>

- 意識醸成・チームアップに向けた取組みをサポート

<国の支援② (補正予算で措置)>

- それぞれが作成した省エネ計画に基づく設備更新を支援

サプライチェーン連携による取組事例（1）

トヨタ（自動車大手）

<活動背景・目標>

- 脱炭素動向を背景に、2050年カーボンニュートラルに向けて自社・サプライヤーとともに各目標を設定して、サプライヤー支援活動を2021年より開始。

<意識醸成>

- 関係サプライヤーに対して、勉強会などを通じてカーボンニュートラルについての基礎知識や取り組む必要性を共有すると共に、伴走支援のスキームを説明。

<チームアップ>

- その上で希望するサプライヤーに対して、伴走支援として定型活動をベースに体制づくりからトヨタ生産方式をもとにしたエネルギーの無駄を取り除く方法などの個社支援を実施。
- これまで90社の支援を実施。



説明会の様子

福井鋳螺（自動車中堅）

<活動背景・目標>

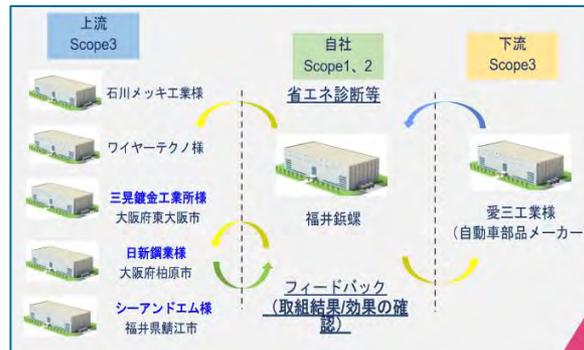
- 欧州規制や取引先の脱炭素取組等を背景に、2030年までにカーボンニュートラルを目標として、サプライヤーとの“対話”を重視した“寄り添い活動”を行う。

<チームアップ>

- サプライヤー先に実際に訪問し、省エネ診断による現状把握やデータ解析を行い、省エネ改善取組を提案。
- 支援先は令和7年度で5社まで拡大。金融機関（福井銀行）とも連携しながら進めている。

<改善の実行>

- 実行への伴走支援やフォローも実施。具体的な設備更新等に繋がっている。



FUJI（機械）

<活動背景・目標>

- 2050年までにScope 3のCO2排出量を80%削減していくことを目標に活動。

<意識醸成>

- Tier 1を中心としたサプライチェーン全体の説明会を開催し、脱炭素に取り組む必要性を説明し、CO2排出量の算定と削減目標の設定を依頼。

<チームアップ>

- 算定を促すにあたっては、全体説明会だけでは実施に至らない企業も多く、個別の意見交換会を複数回実施。
- また、省エネ診断の活用も推奨。算定を実施した企業に対しては、診断費用の補助を検討。
- 排出量のデータ算定を実施した企業は2024年度は約20社。2025年度は約40社、2026年度は約60社まで増やしていくことを想定。



全体説明会の様子

サプライチェーン連携による取組事例（2）

中国地域GX・サプライチェーン・サミット（中国経済産業局×マツダ株式会社）

- 2025年11月26日に、マツダがサプライチェーンにおけるカーボンニュートラルを推進していくため、サプライヤー企業を対象に省エネ推進の重要性や方向性を共有する場として、「中国地域GX・サプライチェーン・サミット」を中国経済産業局と連携し開催。

※44社のサプライヤーが参加。その他、省エネ支援機関や地域の金融機関、自治体等も参加。

議事

開会挨拶

省エネ政策の動向

○資源エネルギー庁より、脱炭素・省エネの動向や取り組む必要性、省エネ政策を紹介。

中国地域の取組状況

○中国経済産業局より、サミット開催目的や中国地域の省エネ取組状況を説明。

マツダのサプライチェーンにおけるカーボンニュートラルに向けた取組

○マツダより、今後の目標や省エネ推進に向けたサプライヤーとの進め方や支援内容などを説明。地域と連携してサプライヤーと一緒に推進していくことを示した。

省エネルギー相談会

○サプライヤー企業が省エネの進め方を相談する場。省エネ支援機関より各社に寄り添った支援策を紹介。

<サミットの様子>



↑省エネルギー相談会の様子

<参加者からのコメント>

サプライヤー企業：

- ・マツダ様がここまでやっているのだから、もっと我々も省エネを真剣に考えないといけない。
- ・中小企業向けでも実行可能な支援内容を支援機関から伺えて、予想していなかったので嬉しい誤算だった。

金融機関：

- ・サミットの様子を話せば/見せれば、中国地方全体の省エネへの動き(熱量)が伝わり、行内への意見も通しやすくなる。

(参考) サプライチェーン連携枠の創設について

事業区分		GX予算			
		I型(工場・事業場型)			
事業区分		先進枠	一般枠	中小企業投資促進枠	サプライチェーン(SC)連携枠
補助対象設備		先進性が認められた設備	オーダーメイド設備又はⅢ型指定設備の組み合わせ※設備単位で省エネ効果をみたく		
申請要件		変更なし	変更なし	変更なし	<SC連携事業の申請要件> 以下の全てを満たす者 ①SC上の4者以上で申請 ②GX要件へのコミット
省エネ要件	工場・事業場単位	・以下のいずれかをクリア ①省エネ率+非化石率 30%以上 ②省エネ量+非化石量 1,000kl以上 ③原単位改善率 15%以上	・以下のいずれかをクリア ①省エネ率+非化石率 10%以上 ②省エネ量+非化石量 700kl以上 ③原単位改善率7%以上	・以下のいずれかをクリア ①省エネ率+非化石率 : 7%以上 ②省エネ量+非化石量 : 500kl以上 ③原単位改善率 : 5%以上 ・上記に加えて、省エネ目標・計画の作成・公表(目標は一般枠の効果)	・省エネ率+非化石率 : 1者あたり 5%以上 ・上記に加えて、省エネ目標・計画の作成・公表(目標は一般枠の効果) ※補助金交付を受けない幹事企業は含めない
	設備単位	-	オーダーメイド設備を含め設備単位で10%以上		
新設/更新		更新	更新		
補助率	中小企業	更新 2/3	1/2	1/2	1/2
	大企業	更新 1/2	1/3	対象外	1/3
補助金限度額		単年度 : 15億円 (20億円) 複数年度 : 30億円 (40億円) 連携事業 : 30億円 (40億円)	単年度 : 15億円 (20億円) 複数年度 : 20億円 (30億円) 連携事業 : 30億円 (40億円)		単年度 : 15億円 (20億円) 複数年度 : 20億円 (30億円)
補助対象経費	中小企業	設計費・設備費・工事費			
	大企業				

※詳細については、今後変更の可能性があり、公募時に詳細は公表する。

令和7年度補正の強化③ 水素対応設備等への支援強化

- 一部メーカーにおいて、追加的なカスタマイズで水素対応に変更できる都市ガス設備など将来的に水素に対応できる設備（水素Ready設備）や導入時点で水素を使用できる設備（以下「水素対応設備」という。）の導入が開始している。

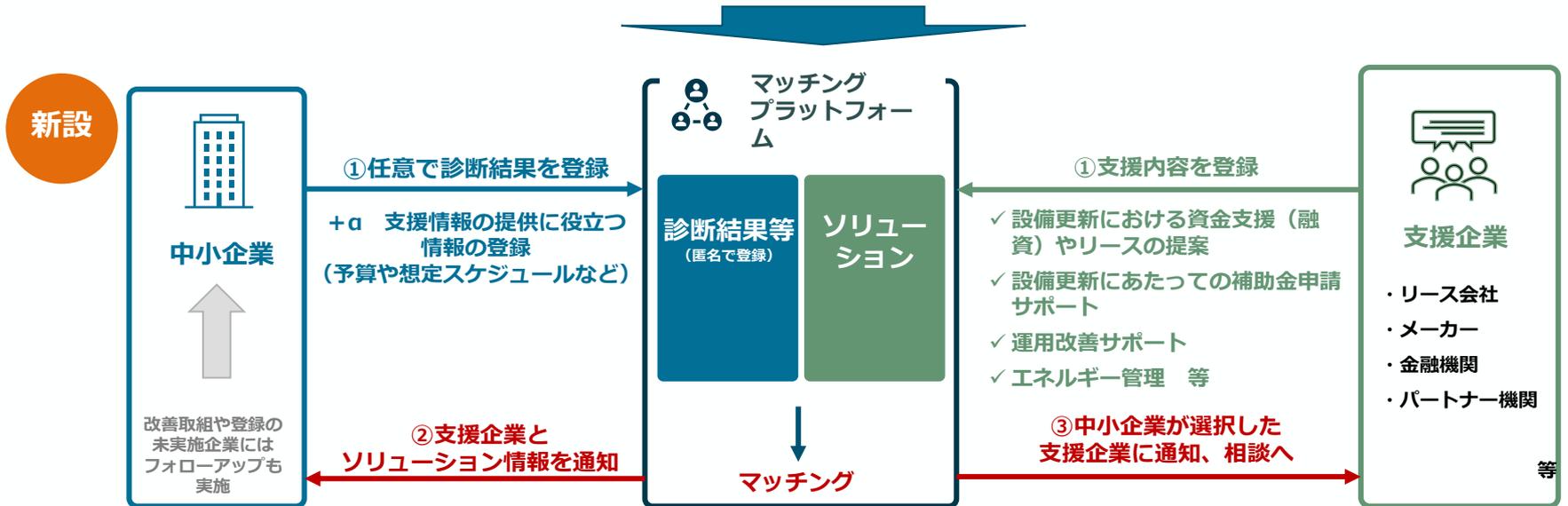
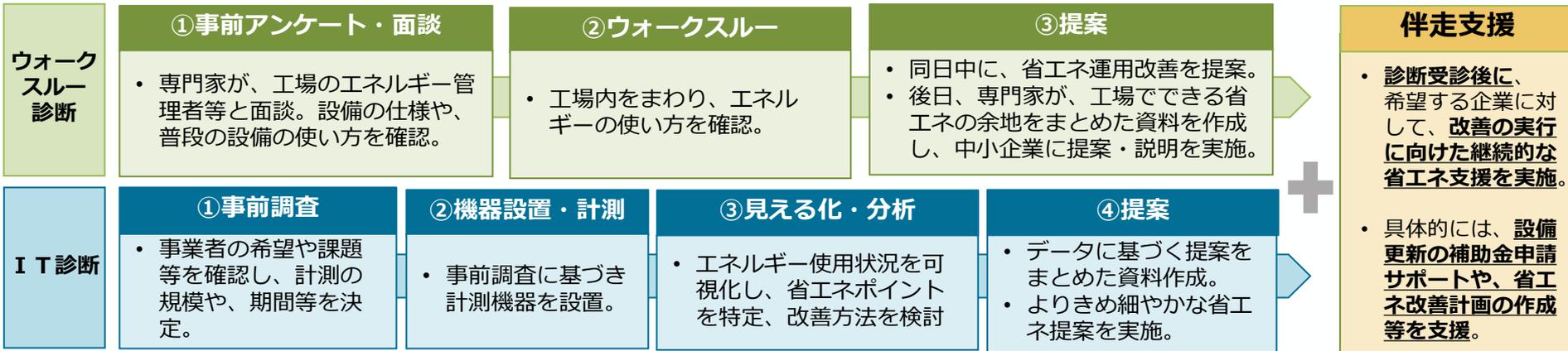
※ 水素対応へのカスタマイズに必要な設備は①混合設備、②水素圧縮機、③脱硝設備等。

- 水素対応設備は試験的に導入するケースやエネルギー情勢を踏まえた燃料転換を念頭に置いた運用が想定されるため、新設や更新時の併用、改造についても支援が必要。

事業区分		GX予算	
		II型 (電化・脱炭素燃転型)	
補助対象設備		<ul style="list-style-type: none"> 電化及びより低炭素な燃料への転換が伴う設備 電化及びより低炭素な燃料への転換に伴う、水素対応への改造にかかる費用を補助（付随して設置する設備費・工事費を含む。） 水素対応設備の新設や併用を認める 水素対応設備については10%以上の混焼率で実稼働させること 	
新設/更新		新設・更新	
補助率	中小企業	1/5 (新設)、1/2 (更新・改造)	
	大企業		
補助金限度額		3億円 (電化の場合5億円)	
補助対象経費	中小企業	設備費・工事費	
	大企業	設備費・ 工事費 ※水素対応のための改造に限り工事費を含む	

※詳細については、今後変更の可能性があり、公募時に詳細は公表する。

「具体的に何をやればよいか分からない」との中小企業の声も多いことから、専門家による省エネ診断への支援を実施。令和7年度補正では、**改善提案の実現に向けて、ソリューションを提供する企業とのマッチングプラットフォームを創設**。加えて、**進捗状況のフォローアップを強化**（取組が進んでない企業に対しては伴走支援を紹介など）。



省エネ診断によるこれまでの実績

- 2019～2023年度の省エネ診断において、受診事業者が省エネ診断の内容をすべて実施した場合の省エネ効果は、平均で13%。（※ 省エネルギーセンター実施分）

製造業 A社



- 空気圧縮機の低圧運転
- 配管の漏れの改善
- エアブローのパルス化(on・offを繰返し、エア使用量削減)

コストを238万円/年 削減
エネルギー使用量を21.4%削減
※省エネ診断の提案をすべて実施した場合

卸売業・小売業 B社



- 空調屋内機フィルターの清掃
- 冷凍設備の温度設定適正化
- デマンド監視で最大電力削減
- ショーケースのカーテン設置

コストを97.5万円/年
エネルギー使用量を38.5%削減
※省エネ診断の提案をすべて実施した場合

製造業 C社



- 配管の保温による熱損失の低減
- エアノズルの小径化によるコンプレッサの電力使用量の削減
- 予熱時間短縮による生産設備の運転時間短縮

コストを426.5万円/年
エネルギー使用量を26.8%削減
※省エネ診断の提案をすべて実施した場合

福祉施設 D社



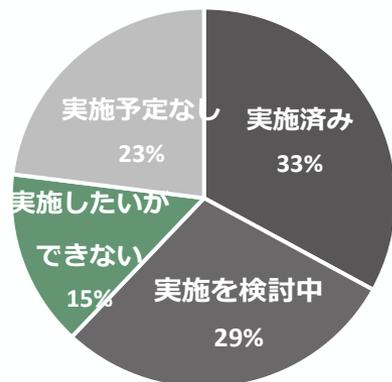
- 換気量の適正化による空調負荷軽減
- 空調設備の更新
- デマンド管理装置活用による最大電力の低減

コストを978万円/年
エネルギー使用量を37.2%削減
※省エネ診断の提案をすべて実施した場合

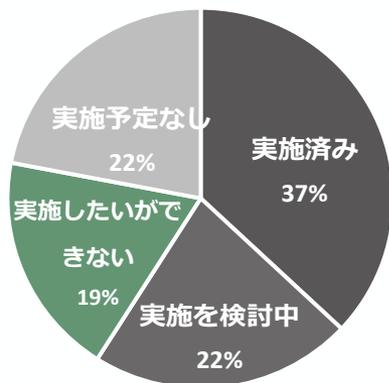
省エネ診断の課題

- 省エネ診断を実施後、約17%の中小企業等が投資改善の提案を「実施したいができない」と回答。理由として、投資額が多大であること、回収年数が長いこと、詳細情報が無いこと等が挙げられている。
- 例えば、リース会社等を活用すれば、初期費用を抑えつつ光熱費削減等に繋がるケースもあり、診断後の中小企業等に対して、必要なソリューションを繋げる仕組みの強化が必要。

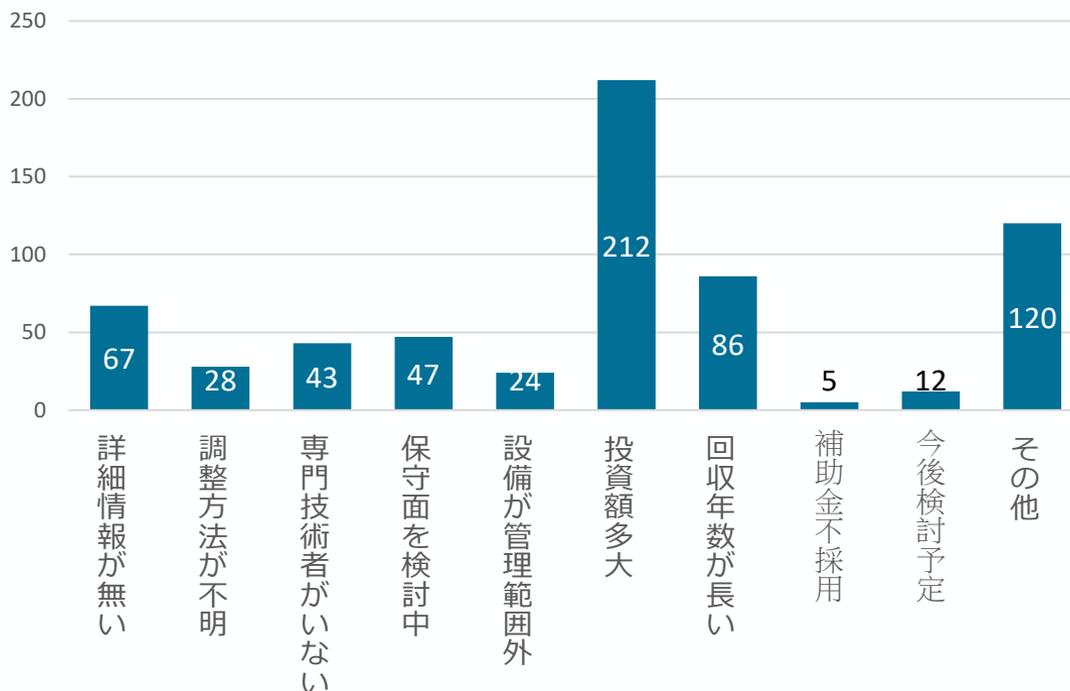
投資による改善（回収5年以下）



投資による改善（回収5年以上）



「実施したいができない」の理由（件）



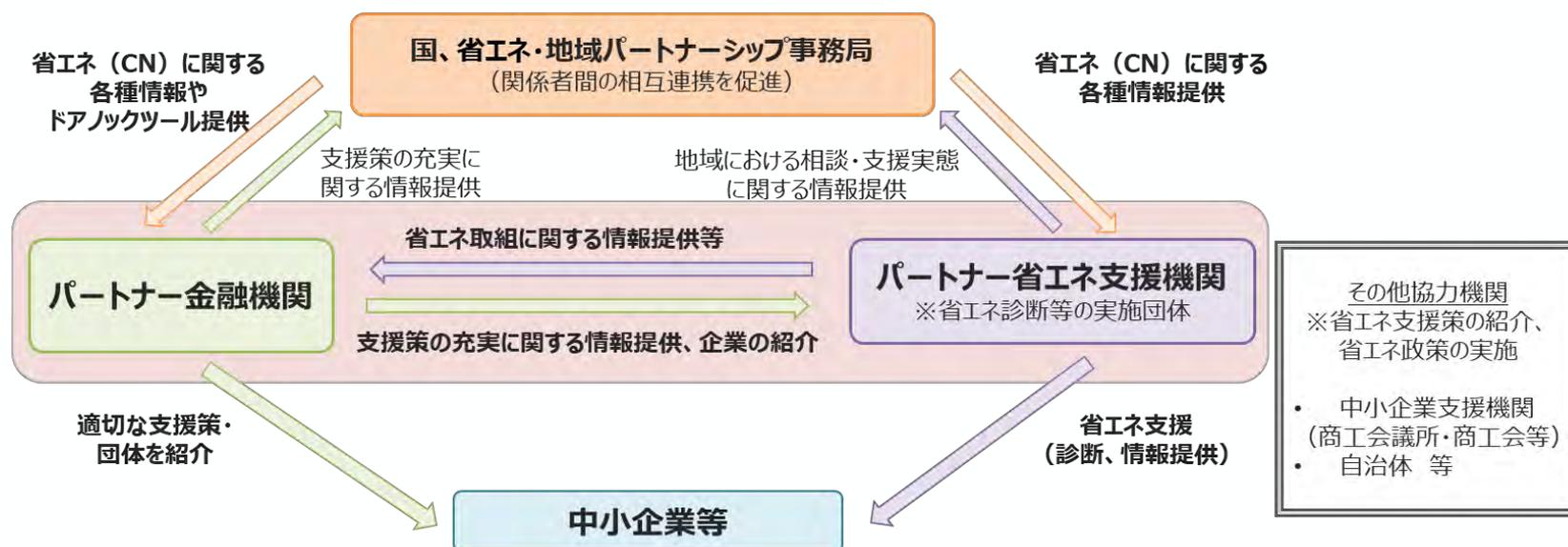
※令和4年度に省エネ診断を受診した事業所へのフォローアップアンケート調査結果より（省エネセンター調べ）

1. 令和7年度補正予算における支援パッケージ
- 2. 省エネ・地域パートナーシップの継続と強化**
3. 制度改正に向けた状況
 - ① データセンターの効率化に向けた取組
 - ② 屋根設置太陽光発電の導入促進

省エネ・地域パートナーシップ

- 中小企業等の潜在的なニーズを掘り起こし、取組を更に促すため、地域の金融機関や省エネ支援機関とともに、2024年7月に「省エネ・地域パートナーシップ」を立ち上げ。
(2025年10月末時点で、208の金融機関、68の省エネ支援機関が参加。)

省エネ・地域パートナーシップのイメージ図



国及び省エネ・地域パートナーシップ事務局の取組（例）

パートナー機関による省エネ支援の活動を後押し（以下の情報提供等）

- ✓ 省エネをめぐる政策動向、省エネ設備導入補助等の公的支援策
- ✓ 中小企業等で省エネを進める際の着眼点
- ✓ 地域におけるベストプラクティス
- ✓ 金融機関の担当者向けのドアノックツール

パートナー機関（金融機関、省エネ支援機関）に期待される取組（例）

地域の身近な支援者として、中小企業等の省エネを後押し

- ✓ 中小企業等からの省エネ相談への丁寧な対応
- ✓ 省エネ支援策に関する助言・発信、ニーズに合った支援策の検討
- ✓ パートナー機関自身の、省エネに関する提案力の向上
- ✓ 地域で省エネ助言等を行う人材を増やすための取組

パートナー金融機関の取組状況

- 省エネ・地域パートナーシップを創設した令和6年度と比較して、令和7年度はより多くの金融機関で省エネに係る取組が強化される見込み。
- 一方で、パートナー機関のなかでも温度差が見られるため、横展開を図る仕組みが必要。

■ 令和6年度の活動報告の主な内容

(パートナーシップを通じた体制の変化等)

- **2割未満の金融機関**が支店・営業店への研修を実施
- **1割未満の金融機関**が支店・営業店へのインセンティブ付けを実施

(省エネ支援機関との連携)

- **3割の金融機関**が連携を行い、連携を通じた活動を実施
 - 例. 連携を通じて省エネセミナーを開催し、省エネ診断・補助金紹介の実施

■ 令和7年度の主な取組方針・活動計画

(今後の取組方針)

- **5割の金融機関**が支店・営業店への研修を実施
- **4割の金融機関**が支店・営業店へのインセンティブ付けを実施 (**80機関**は支店・営業店の業績評価や表彰制度に反映、**16機関**は個人の業績評価や表彰制度に反映)

(省エネ支援機関との連携)

- **7割強の金融機関**が連携を想定し、何らかの活動を計画している
 - 連携の第一歩として、行員の方々の知識を深める研修・勉強会の実施
 - ネクストステップとして顧客への同行訪問を実施

省エネ・地域パートナーシップ 地域ブロック会議

- パートナー金融機関とパートナー省エネ支援機関の連携を深める場（地域ブロック会議）を全国各地で開催。
- 地域ブロック会議ではパートナー機関同士が交流する場を創出し、互いの取組の理解を通じて連携強化をはかり、地域の省エネ支援体制の強化に繋げる。

近畿局

開催時期：9/11（木）
主な議題：①金融機関の先進事例紹介②ワークショップ

中国局

開催時期：9/16（火）
主な議題：①金融機関の先進事例紹介②パネルディスカッション

九州局

開催時期：11/7（金）
主な議題：①金融機関の先進事例紹介②パートナー省エネ支援機関の取組紹介

近畿局・中部局

開催時期：12/1（月）
主な議題：①先進事例の紹介②パネルディスカッション

四国局

開催時期：9/4（木）
主な議題：①パートナー省エネ支援機関の取組紹介②参加者間での意見交換

関東局

開催時期：11/12（水）
主な議題：①先進企業の事例紹介②パートナー機関の連携事例紹介

中部局

開催時期：8/26（火）
主な議題：①省エネ診断の事例紹介②パートナー省エネ支援機関の取組紹介

北海道局

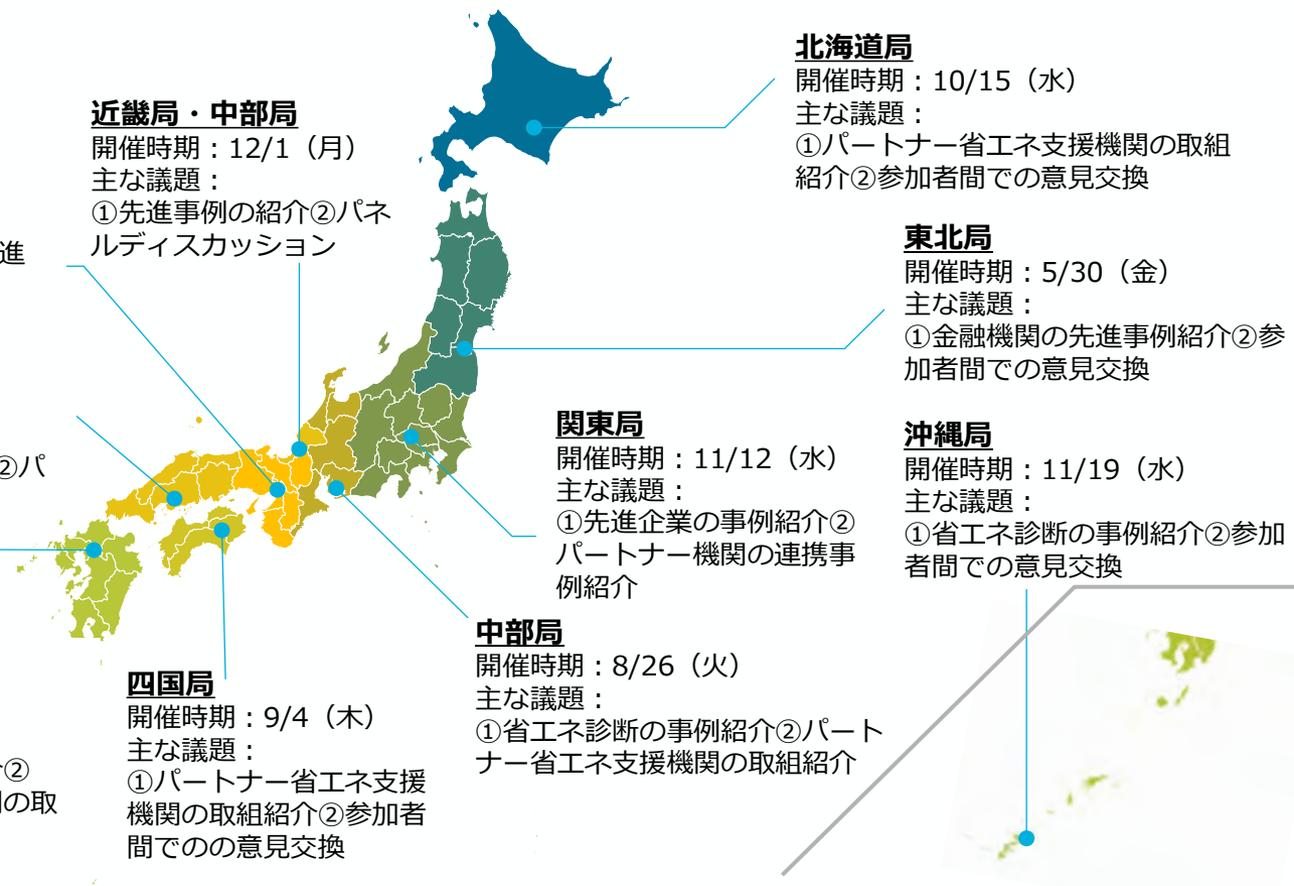
開催時期：10/15（水）
主な議題：①パートナー省エネ支援機関の取組紹介②参加者間での意見交換

東北局

開催時期：5/30（金）
主な議題：①金融機関の先進事例紹介②参加者間での意見交換

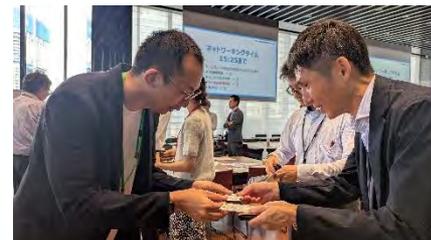
沖縄局

開催時期：11/19（水）
主な議題：①省エネ診断の事例紹介②参加者間での意見交換



地域ブロック会議 近畿（2025年9月11日実施）

時間	内容
13:00～13:10	開会挨拶・趣旨説明
13:10～14:10	金融機関の先進事例紹介 ○静岡銀行：同行が開発した「しずおかGXサポート」排出量算定ツールの普及を通じて地域の省エネ・脱炭素の働きかけや顧客への省エネ支援の実例を紹介。 ○三島信用金庫：自治体との連携を通じた地域の脱炭素の推進や省エネ診断を有効活用した顧客への省エネ支援事例を紹介。特徴的な取組として、省エネ診断を通じて金庫内の人材育成も実施。
14:10～14:35	省エネ・非化石転換補助金・省エネ診断の説明 ○補助金執行団体：顧客へ活用を促していただけるよう省エネ・非化石転換補助金・省エネ診断の概要や手続き等について説明。
14:45～15:25	ネットワーキング ○名刺交換会及びパートナー省エネ支援機関の取組を紹介する個別説明会を実施。
15:25～16:35	ワークショップ ○パートナー金融機関・パートナー省エネ支援機関・行政等関係機関が1グループとなり、仮想企業に対してできる省エネ提案を検討。



(ネットワーキングの様子)



(ワークショップの様子)

参加機関：パートナー金融機関 20機関、パートナー省エネ支援機関 13機関、その他 6機関（自治体等）

(参加した金融機関からのコメント)



- ✓ 同じ金融機関の先進事例は当庫としても今後の方向性を決めていく上で参考になった。
- ✓ 省エネ・非化石転換補助金の説明の仕方がわかりやすく、お客様に説明する際の勉強になった。
- ✓ 他の金融機関、省エネ支援機関、自治体と同じテーマでワークショップを実施したことで、各機関によって回答や見方が異なることが分かり、大変勉強になった。

省エネ・地域パートナーシップの更なる発展に向けた検討内容

① 省エネ大賞金融機関部門の枠組の新設

- 省エネ・地域パートナーシップの立ち上げ以降、パートナー金融機関の省エネ支援に対する意識変化や、各地で好事例が見られるようになった。そこで、優れた取組を行うパートナー金融機関を省エネ大賞（省エネセンター）で表彰できるように枠組の新設を検討中。

② 伴走支援事業の推進に向けた取組

- 令和7年度は、金融機関から紹介を受けて省エネ診断を受診した事業者が増加。今後、受診ただけで終わらず、改善活動に着実に繋げることが課題。省エネ診断後のフォローとして用意している伴走支援事業へ繋げていくことが重要であり、金融機関とも連携し、伴走支援機関の活用や、診断結果の実現を促すための体制構築について検討する。

③ 研修制度の充実

- 脱炭素・省エネの分野について、金融機関の営業担当者が十分な知見を高めることが中小企業等の取組を促す上で重要。そこで、知識向上を支援するため、金融機関向けのEラーニング講座を開設するなど、効率的に学べる環境整備等について検討。
- 加えて、省エネ支援機関においても、診断員の高齢化が進んでおり、専門人材の確保が必要。省エネ診断員となり得る潜在層（エネルギー管理士等）が必要な知識を身につけるための研修を充実させるため、オンライン研修を実施するとともに、現地での経験を模擬的に蓄積させるためのVR研修等の実施を検討する。

1. 令和7年度補正予算における支援パッケージ
2. 省エネ・地域パートナーシップの継続と強化
- 3. 制度改正に向けた状況**
 - ① データセンターの効率化に向けた取組**
 - ② 屋根設置太陽光発電の導入促進**

3. 制度改正に向けた状況

① データセンターの効率化に向けた取組

② 屋根設置太陽光発電の導入促進

データセンター業のエネルギー使用の更なる効率化に向けた規制

- データセンター（DC）の最大限立地のため、電源の確保と共に、DC自身の更なるエネルギーの使用の効率化を促すべく、事業者が満たすべき効率を設定する等、省エネ・非化石転換法上の追加措置を講じる予定。
- 2025年10月～11月にパブリックコメントを実施済で、2026年4月1日から施行予定。

現行措置

全業種共通

- エネルギー消費原単位の改善（中長期で1%/年）
- 目標達成のための中長期計画及び実績に係る定期報告の提出

※年度のエネルギー使用量が原油換算1500kl以上の事業者が対象

DC業

- ベンチマーク制度の一環で、2030年度を目標年度として、事業者平均のエネルギー効率基準（PUE）を1.4以下とする。

※DC業の年度のエネルギー使用量が原油換算1500kl以上かつDCの建物・付帯設備のエネルギー管理権限を持つ事業者が対象



DC業に関する追加措置

追加措置 ①

DC業が満たすべきエネルギー効率の提示

- 2029年度以降に新設するDCについて、稼働して2年経過後に満たすべきエネルギー効率基準（PUE）を1.3以下とする。

※当該基準を満たさない場合、合理化計画の作成を指示。指示に従わない場合は、その旨の公表や指示に従うべき旨の命令を行い、従わなければ罰金を科す。報告を行わなかった場合や虚偽の報告を行った場合も罰金を科す。

追加措置 ②

DC業の目標・取組方針・実績を可視化

- DC業の定期報告等の内容を拡充し、DC事業者にその一部の開示を求める。（2025年度以降に新設されたDCの名称やPUE等）
- 国は公表状況のフォローアップを行い、集計レベルの情報を公表。

※公表は、先進的な取組が社会から評価され業界内で広がることで、取組全体の高度化・底上げを図ることが目的。

追加措置 ③

テナント型DCもPUE算定の対象に追加

- DCのIT機器のみのエネルギー管理権限を有するホスティング・クラウド（テナント型）DC事業者も、その専有部分における付帯設備の運用権限（例：温度設定）及びPUE効率化に係る責務を有するとして、現行ベンチマーク制度及び追加措置①②の対象とする。

3. 制度改正に向けた状況

- ① データセンターの効率化に向けた取組
- ② 屋根設置太陽光発電の導入促進

工場等における屋根設置太陽光発電の導入促進

- 工場等の非化石エネルギーへの転換に当たり、導入余地が比較的大きい屋根設置太陽光の導入検討を促すべく、省エネ・非化石転換法で求める定期報告内容等を拡充する。
- 屋根設置太陽光発電として、軽量性・柔軟性を確保しやすいペロブスカイト太陽電池をはじめとした次世代太陽電池も有力な手段。報告を通じ、事業者による次世代太陽電池も含めた屋根設置太陽光の設置余地の把握と導入の検討を促す。
- 2025年10月～11月にパブリックコメントを実施済で、2026年4月1日から施行予定。

中長期計画

- 一定規模以上のエネルギーを使用する事業者※を対象に、屋根設置太陽光発電設備の設置に関する定性的な目標（例：新たに屋根設置太陽光発電設備を設置する時期の目途）の提出を求める。（2026年度提出分～）

※年度のエネルギー使用量が原油換算1500kl以上の事業者が対象

定期報告

- 一定規模以上のエネルギーを使用する事業者※を対象に、工場等における屋根設置太陽光発電設備を設置できる屋根面積（耐震基準・積載荷重・他法令の定めによって設置を認められない場所等を踏まえた面積）、そのうち既に設備を設置済み及び設置予定の面積・出力等の報告を求める。（2027年度提出分～）

※年度のエネルギー使用量が原油換算1500kl以上の事業者が対象

（参考）現行省エネ法に基づく中長期計画及び定期報告の概要

中長期計画



- 使用する電気全体に占める非化石電気の比率について、2030年度に達成を目指す目標設定を求めている。
- また、非化石エネルギー転換に関する計画及び期待効果の記載を求めている。

定期報告



- 自家発電の太陽光などを含め、エネルギー種類ごとに使用量の報告を求めている。
- 非化石電気の比率について、その進捗状況の報告を求めている。

（参考）日本企業のペロブスカイト太陽電池に関する主な取組

<p><積水化学工業（株）> ビルの壁面や耐荷重の小さい屋根などへの設置が可能な軽量で、柔軟なフィルム型太陽電池を開発。</p> <p>出所：積水化学工業（株）</p>		<p><（株）東芝> メソスカス塗布法を用いて、フィルム型の太陽電池を作製。エネルギー変換効率の向上と生産プロセスの高速化の高立を目指す。</p> <p>出所：（株）東芝</p>		
<p><（株）カネカ> 建材一体型への展開を目指し、既存のシリコン太陽電池製造技術を活用した技術開発。</p> <p>出所：（株）カネカ</p>	 <p>ペロブスカイト太陽電池サブモジュール（モックアップ） 寸法：100 cm x 30 cm（建材一体型太陽電池サイズ）</p>	<p><（株）エネコートテクノロジーズ> 京大発ベンチャーIoT機器、建物用などへの展開も念頭に太陽電池を開発。</p> <p>出所：（株）エネコートテクノロジーズ</p>	<p><（株）アイシン> ペロブスカイト材料を均一に塗布するスプレー工法の技術を開発。</p> <p>出所：（株）アイシン</p>	

End of document